

ID: 217

担当部署: まちづくり部 交通課

処分の概要	駐車場使用料の徴収											
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市駐車場条例 第8条第1項											
例 規 番 号	平成13年条例第134号											
【根拠条文】 (使用料) 第7条 駐車場を利用する者は、次の表に掲げる額の駐車料金(以下「使用料」という。)を納めなければならない。ただし、使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を含むものとする。 <table><tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td>午前 9 時から午後 11 時まで</td><td>1 台当たり 30 分までごと(入車 1 回につき)</td><td>200 円</td></tr><tr><td>午後 11 時から翌日の午前 9 時まで(以下この表において「夜間」という。)</td><td>1 台当たり(夜間 1 回につき)</td><td>1,000 円</td></tr></table>				利用区分	単位	金額	午前 9 時から午後 11 時まで	1 台当たり 30 分までごと(入車 1 回につき)	200 円	午後 11 時から翌日の午前 9 時まで(以下この表において「夜間」という。)	1 台当たり(夜間 1 回につき)	1,000 円
利用区分	単位	金額										
午前 9 時から午後 11 時まで	1 台当たり 30 分までごと(入車 1 回につき)	200 円										
午後 11 時から翌日の午前 9 時まで(以下この表において「夜間」という。)	1 台当たり(夜間 1 回につき)	1,000 円										
2 市長は、必要があると認めたときは、12枚1組として10枚分に相当する額をもって駐車場利用券(以下「回数券」という。)を発行することができる。												
3 回数券を使用する場合、著しく損傷したものは、無効とする。												
【基準】 根拠条文に同じ。												
備考												
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日									